

## □■受験対策ミニ講座 1号 2021□■（養成所ニュースプラス第7号）

いつの間にか蝉の声から虫の声に変わっていました。32期生の皆様のお手元には、「修了見込証明書」が届きましたか。昨日から第34回国家試験の申込受付が始まりました。いよいよです。準備号でお伝えした1日90分間の時間を作り出していますか。

「養成所ニュースプラス（メルマガ）」では、今回から週1回のペースで「受験対策ミニ講座」を始めます。過去問題や模擬問題を中心に、時には「社会福祉とは何か」といったことも考えながら、試験までの日々を皆様とともに走っていきたいと思います。1年生の方も、来年への助走期間としておつきあいください。

さて、第1回の今回は、【相談援助の基盤と専門職】です。頻出事項である「社会福祉士及び介護福祉士法」の規定について第32回の問題を解いてみましょう。また、選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるか、あわせて考えてみましょう。

### ■Plus Quiz・・・・・・・・

【第32回】問題91 社会福祉士及び介護福祉士法に規定されている社会福祉士の義務等に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

1. 資質向上の責務として、相談援助に関わる後継者の育成を行わなければならない。
2. 秘密保持義務として、その業務に関して知り得た人の秘密は、いかなる理由があっても開示してはならない。
3. 信用失墜行為の禁止として、所属組織の信用を傷つけるような行為をしてはならない。
4. 連帯保持の責務として、業務内容の変化に対応するため、知識と技能の向上に努めなければならない。
5. 誠実義務として、個人の尊厳を保持し、自立した日常生活を営むことができるよう、常にその者の立場に立って、誠実にその業務を行わなければならない。

答えと解説は最後に記載してあります。

### ■Yoseijo Info・・・・・・・・

- ・(32期生) 住所変更後、変更届を提出していない場合はご提出ください。
- ・(33期生) 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ  
本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」、「スクーリング代替授業の履修」、「授業料の納入」が必須となります。
- ・レポート評価票の課題及び課題番号の記入について、未記入や番号違いに注意してください。  
また、必ずレポート評価票と原稿用紙はホチキスで留めてください。
- ・レポート評価票の科目と原稿用紙の科目の付け間違いに注意してください。  
受付できない場合があります。
- ・レポート提出は、郵便事故や封筒の破損を避けるため、極力、郵便局窓口からの提出を推奨しています。  
また、必ずコピー（控え）をとってください。

### ■Test Info・・・・・・・・

国家試験に関する情報をお届けします

- ・第34回国家試験は、令和4年2月6日（日）です。  
試験概要はこちら→<http://www.sssc.or.jp/shakai/gaiyou.html>  
受験申し込み手続きについてはこちら→<http://www.sssc.or.jp/shakai/tetsuzuki.html>
- ・日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催の全国統一模擬試験のご案内です（9月15日申込締切）。  
詳しくはこちら→<https://www.spw-mosi.com/exam/>

※締切間近ですので、検討されている方は早急にご確認ください。

## ■Plus Info . . . . .

その他の情報をお届けします

・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<http://www.aigo.or.jp/>

## ■Back Number . . . . .

過去のバックナンバーはこちら→[http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page\\_id=2686](http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=2686)

### 【Plus Quiz . . . . . 答えと解説】

「相談援助の基盤と専門職」は、社会福祉士の専門性を確保する意味でも重要な科目になります。その中でも、社会福祉士の法規定は、この5年間をとっても、毎回出題され、問題91が指定席になっています。条文を覚えるだけでなく、実践の場面を思い浮かべながら理解することが求められます。

1. × 資質向上の責務には、「相談援助又は介護等に関する知識及び技能の向上に努めなければならない」とあります。後継者の指導・育成についての規定はありません。同様の選択肢が第29回にも出題されています。

2. × 法には、「正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない」と規定されています。「いかなる理由であっても」ではなく、正当な理由や法律上の義務が課せられた場合は、開示が可能であるといえます。

3. × 法には、「所属組織」ではなく「社会福祉士及び介護福祉士の信用を傷つけるような行為をしてはならない」と規定されています。

4. × この選択肢は、連帯保持の責務の記述ではなく、「資質向上の責務」についての記述です。法第47条第1項に「連携」の規定があります。連携については、第30回、33回にも正答の選択肢として出題されています。条文を確認しておきましょう。

5. ○ 1987（昭和62）年に制定された「社会福祉士及び介護福祉士法」は、2007（平成19）年に大幅に改正され、「資質向上の責務」とともに「誠実義務」が追加されました。

※他にも、名称独占、資格更新がないこと、秘密保持義務、信用失墜行為の禁止、業務への主治医の指示（いつでも必要というわけではありません）などが出題されています。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus